

官報 號外 昭和十三年三月十七日

昭和十三年三月十七日

○第七十三回 帝國議會 貴族院議事速記錄第二十四號

昭和十三年三月十六日(水曜日)午前十時十
五分開議

第九 烏取縣千代川改修區域擴張ノ請
願 會 論

去ル十二日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府
提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆
議院ニ通知セリ

委員長 公爵岩倉 具榮君
副委員長 子爵寶吉 純郎君
樺太地方鐵道補助法中改正法律案特別委員會

第二十一 地方食品卸賣市場法制定ノ
議題

恩給金庫法案特別委員會

三井清一郎君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第一	陸上交通事業調整法案	(政府提出)	第一讀會	第一	陸上交通事業調整法案	(政府提出)	第一讀會	第一	陸上交通事業調整法案	(政府提出)	第一讀會
第二	臨時通貨法案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第二	臨時通貨法案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第二	臨時通貨法案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會
第三	關稅定率法中改正法律案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第三	關稅定率法中改正法律案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第三	關稅定率法中改正法律案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會
第四	重要鑛物增產法案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第四	重要鑛物增產法案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第四	重要鑛物增產法案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會
第五	日本產金振興株式會社法案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第五	日本產金振興株式會社法案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第五	日本產金振興株式會社法案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會
第六	樺太地方鐵道補助法中改正法律案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第六	樺太地方鐵道補助法中改正法律案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會	第六	樺太地方鐵道補助法中改正法律案	(政府提出、衆議院送付)	第一讀會
第七	支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル法律案	(衆議院提出)	第一讀會	第七	支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル法律案	(衆議院提出)	第一讀會	第七	支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル法律案	(衆議院提出)	第一讀會
第八	國定教科書中ニ酒害豫防ニ關スル教材插入ノ請願	第一讀會	第一讀會	第八	國定教科書中ニ酒害豫防ニ關スル教材插入ノ請願	第一讀會	第一讀會	第八	國定教科書中ニ酒害豫防ニ關スル教材插入ノ請願	第一讀會	第一讀會
第十九	神武天皇御聖蹟顯彰ニ關スル法律案	(請願)	第一讀會	第十九	神武天皇御聖蹟顯彰ニ關スル法律案	(請願)	第一讀會	第十九	神武天皇御聖蹟顯彰ニ關スル法律案	(請願)	第一讀會
第二十	國道四號線改修ニ關スル請願	第一讀會	第一讀會	第二十	國道四號線改修ニ關スル請願	第一讀會	第一讀會	第二十	國道四號線改修ニ關スル請願	第一讀會	第一讀會
第十一	北海道幌泉漁港修築ノ請願	會議	第一讀會	第十一	北海道幌泉漁港修築ノ請願	會議	第一讀會	第十一	北海道幌泉漁港修築ノ請願	會議	第一讀會
第十二	町村特別稅段別割ニ關スル法	會議	第一讀會	第十二	町村特別稅段別割ニ關スル法	會議	第一讀會	第十二	町村特別稅段別割ニ關スル法	會議	第一讀會
第十三	林道網計畫樹立實施ニ關スル請願	會議	第一讀會	第十三	林道網計畫樹立實施ニ關スル請願	會議	第一讀會	第十三	林道網計畫樹立實施ニ關スル請願	會議	第一讀會
第十四	灘粉ノ輸出促進ニ關スル請願	會議	第一讀會	第十四	灘粉ノ輸出促進ニ關スル請願	會議	第一讀會	第十四	灘粉ノ輸出促進ニ關スル請願	會議	第一讀會
第十五	大和川改修區域擴張ノ請願	會議	第一讀會	第十五	大和川改修區域擴張ノ請願	會議	第一讀會	第十五	大和川改修區域擴張ノ請願	會議	第一讀會
第十六	北海道太櫓郡太櫓村ニ船入澗築設ノ請願	會議	第一讀會	第十六	北海道太櫻郡太櫻村ニ船入澗築設ノ請願	會議	第一讀會	第十六	北海道太櫻郡太櫻村ニ船入澗築設ノ請願	會議	第一讀會
第十七	千葉縣繩特約取引ノ認可方針	會議	第一讀會	第十七	千葉縣繩特約取引ノ認可方針	會議	第一讀會	第十七	千葉縣繩特約取引ノ認可方針	會議	第一讀會
第十八	改訂ニ關スル請願	會議	第一讀會	第十八	改訂ニ關スル請願	會議	第一讀會	第十八	改訂ニ關スル請願	會議	第一讀會
第十九	不動產融資及損失補償法中改正法律案	會議	第一讀會	第十九	不動產融資及損失補償法中改正法律案	會議	第一讀會	第十九	不動產融資及損失補償法中改正法律案	會議	第一讀會
第二十	加案(特第一號)	會議	第一讀會	第二十	加案(特第一號)	會議	第一讀會	第二十	加案(特第一號)	會議	第一讀會
第二十一	昭和十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(臨第一號)	會議	第一讀會	第二十一	昭和十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(臨第一號)	會議	第一讀會	第二十一	昭和十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(臨第一號)	會議	第一讀會
第二十二	昭和十三年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)	會議	第一讀會	第二十二	昭和十三年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)	會議	第一讀會	第二十二	昭和十三年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)	會議	第一讀會
第二十三	聯合外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス	會議	第一讀會	第二十三	聯合外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス	會議	第一讀會	第二十三	聯合外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス	會議	第一讀會
第二十四	ヲ要スル件(追第一號)	會議	第一讀會	第二十四	ヲ要スル件(追第一號)	會議	第一讀會	第二十四	ヲ要スル件(追第一號)	會議	第一讀會
第二十五	臨時軍事費豫算追加案(臨第一號)	會議	第一讀會	第二十五	臨時軍事費豫算追加案(臨第一號)	會議	第一讀會	第二十五	臨時軍事費豫算追加案(臨第一號)	會議	第一讀會
第二十六	昭和十三年度歲入歲出豫算追加案(第一號)	會議	第一讀會	第二十六	昭和十三年度歲入歲出豫算追加案(第一號)	會議	第一讀會	第二十六	昭和十三年度歲入歲出豫算追加案(第一號)	會議	第一讀會
第二十七	不動產融資及損失補償法中改正法律案	會議	第一讀會	第二十七	不動產融資及損失補償法中改正法律案	會議	第一讀會	第二十七	不動產融資及損失補償法中改正法律案	會議	第一讀會
第二十八	產業組合中央金庫特別融通及損失補償法	會議	第一讀會	第二十八	產業組合中央金庫特別融通及損失補償法	會議	第一讀會	第二十八	產業組合中央金庫特別融通及損失補償法	會議	第一讀會
第二十九	中改正法律案	會議	第一讀會	第二十九	中改正法律案	會議	第一讀會	第二十九	中改正法律案	會議	第一讀會
第三十	漁業法中改正法律案	會議	第一讀會	第三十	漁業法中改正法律案	會議	第一讀會	第三十	漁業法中改正法律案	會議	第一讀會
第三十一	產業組合自治監查法案	會議	第一讀會	第三十一	產業組合自治監查法案	會議	第一讀會	第三十一	產業組合自治監查法案	會議	第一讀會
第三十二	同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案	會議	第一讀會	第三十二	同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案	會議	第一讀會	第三十二	同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案	會議	第一讀會
第三十三	八即日之ヲ衆議院ニ送付セリ	會議	第一讀會	第三十三	八即日之ヲ衆議院ニ送付セリ	會議	第一讀會	第三十三	八即日之ヲ衆議院ニ送付セリ	會議	第一讀會
第三十四	氏名左ノ如シ	會議	第一讀會	第三十四	氏名左ノ如シ	會議	第一讀會	第三十四	氏名左ノ如シ	會議	第一讀會

農林書記官 石井英之助君
同日政府ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
昭和十二年三月三十一日現在國有財產現
在額總計算書及之三添附スヘキ各省ノ同現
在額報告書竝會計検査院ノ検査報告
從二位勳一等 河野 秀男君
去ル十二日薨去セラル依テ 一昨十四日弔辭
ヲ贈レリ
一昨十四日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セ
リ
重要礦物増産法案可決報告書
日本產金振興株式會社法案可決報告書
樺太地方鐵道補助法中改正法律案可決報
告書
昨十五日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領

臨時通貨法案

關稅定率法中改正法律案

同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル法律案

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨

ノ通牒ヲ受領セリ

日滿司法事務共助法案

民法中改正法律案

民事訴訟法中改正法律案

外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案

第一條 本法ニ於テ陸上交通事業トハ地方鐵道事業、軌道事業、自動車運輸事業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ謂フ

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第七十三回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

農林省所管事務政府委員

農林書記官 寺田 省一君

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、日程第一、陸上交通事業調整法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、中島鐵道大臣

〔副議長候曾佐佐木行忠君議長席ニ著ク〕

〔左ノ送付文及法案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ徵フ〕

陸上交通事業調整法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十三年三月十五日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

(小字ハ衆議院ノ修正ナリ)

陸上交通事業調整法案

陸上交通事業調整法

第一條 本法ニ於テ陸上交通事業トハ地方鐵道事業、軌道事業、自動車運輸事業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ謂フ

事業經營者ニ對シ前項第一號ノ事項ノ實施ヲ勸告シ又ハ同項第二號乃至第八號ノ事項ノ實施ヲ命ズベシ

第三條 陸上交通事業經營者前條第二項ノ勸告ニ依リ主務大臣ノ指定スル期間内ニ協定ヲ爲シタルトキハ之ガ認可ヲ申請スベシ

陸上交通事業經營者前條第二項ノ命令ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ協定ヲ爲シ之カ認可ヲ申請スベシ

協定成立セザルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ協議調ハザル事項ヲ裁定ス

主務大臣前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ調整ノ區域、調整スベキ事業ノ種類及範圍。竝ニ左ノ各號ニ依ル調整ノ方法ヲ

決定スベシ

一 會社ノ合併又ハ設立

二 事業ノ譲受又ハ譲渡

三 事業ノ共同經營

四 事業ノ管理ノ委託又ハ受託

五 連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ新設、變更又ハ共用

六 運賃又ハ料金ノ制定、變更又ハ協定

七 連絡運輸、直通運輸其ノ他運輸上ノ協定

〔左ノ送付文及法案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ徵フ〕

八 用品其ノ他ノ共同購入、共同修繕

ノ其他調整上必要ト認ムル方法

主務大臣ハ前項ノ決定ニ依リ陸上交通

ノフ定款ノ變更、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ

非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之準ズベキモノ第二條ノ規定ニ依ル調整ノ實施ニ因リ陸上交通事業ヲ經營スル會社ノ株主若ハ債權者ト爲り又ハ其ノ會社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テハ北海道廳長官、府縣知事又ハ市町村長其ノ他之ニ準ズベキ者ハ其ノ指名スル吏員ヲシテ商法ノ定ムル選任方法ニ依リ其ノ會社ノ取締役又ハ監査役ヲラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市制第七十七條及第七十八條又ハ町村制第六十五條及第六十六條若ハ之ヲ準用スル北海道一級町村制第一條ノ規定ヲ適用セズ

主務大臣第二項ノ裁定ヲ爲シタルトキヘ關係陸上交通事業經營者ニ之ヲ通知スベシ

第四條 交通事業調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ會社ノ取締役又ハ監査役ト爲リタル者吏員タル身分ヲ失ヒタルトキハ取締役又ハ監査役ノ職ヲ失フ

ノ因リ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登錄稅ノ額ハ左ノ額トス

但シ登錄稅法ニ依リ算出シタル登錄稅ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 會社ノ設立又ハ資本增加

金錢出資ニ依ル拂込株金額又ハ

増資拂込株金額ノ千分ノ五ト金

錢以外ノ財產ノ出資ニ依ル拂込

株金額又ハ增資拂込株金額ノ千

分ノ一トノ合計額

二 會社ノ設立若ハ資本増加又ハ陸上

交通事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動

產ニ關スル權利ノ取得

不動產ノ價格ノ千分ノ三

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズ

ベキモノハ前項ニ規定スル不動產ニ關

スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スル

コトヲ得ズ

第九條 地方鐵道法、軌道法、自動車交

通事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ

依リ免許、特許、許可又ハ認可ヲ受ク

ルコトヲ要スルモノニ付テハ第三條又

ハ第六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル

トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該法令

ノ規定ニ依ル免許、特許、許可又ハ認

可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十條 第三條第二項ノ裁定アリタル場

合ニ於テ第二條第一項第二號ノ讓受ノ

價額、同項第三號ノ共同經營ニ於ケル

收得若ハ負擔ノ金額ノ割合又ハ同項第

四號ノ管理ノ報酬金額ニ付不服アル者

ハ協定ノ相手方ヲ被告トシ裁定ノ通知

ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所

ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ訴訟ハ第二條第二項ノ命令及第

三條第二項ノ裁定ノ效力ヲ停止セズ

第十一條 第二條第二項ノ規定ニ依リ事

業ヲ讓受ケタル者前條ノ規定ニ依リ出

訴シタル場合ニ於テハ裁定ニ基ク讓受

價額ト自己ノ見積價額トノ差額ニ相當

スル金錢ヲ供託スルコトヲ得

第十二條 陸上交通事業經營者本法若ハ

本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キ

テ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大

臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコ

ト

二 他人ヲシテ事業經營者ノ計算ニ於

テ事業ノ管理ヲ爲サシムルコト

三 事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲サ

シムルコト

四 免許又ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ取

消スコト

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣中島知久平君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(中島知久平君) 只今上程サレ

マシタ陸上交通事業調整法案ノ提案理由ヲ

御説明申上ゲマス、陸上交通事業ハ我ガ國

ノ發展ニ伴ヒマシテ、近年著シク發達シテ

參ツタノデアリマスガ、其ノ半面ニ於キマシ

テハ、動モスレバ事業相互間ノ連絡統一ヲ

缺キ、竝立競争ノ弊ヲ生ズルニ至ツタノデア

リマス、其ノ結果ハ國家的ニ見マシテ誠ニ

不經濟、不合理ト申スベキデアリマシテ、

香ニ事業者ニ取り資本ノ浪費トナリ、延イ

テハ、動モスレバ事業相互間ノ連絡統一ヲ

立至ツタノデアリマス、從ツテ是等交通事業

上、遺憾トスル點ガ少クナイト云フ状態ニ

立至ツタノデアリマス、從ツテ是等交通事業

ヲ調整シテ國家的ノ不經濟ヲ除キ、公衆ノ便益ヲ増進スルト共ニ、事業ノ健全ナル發

シテ居ル所デアリマシテ、其ノ上程ヲ見ル

ニ至リマシタコトハ誠ニ喜バシイ次第デア

テ、茲ニ本法案ヲ提出致シタ次第デアリマ

ス、今其ノ内容ノ主ナルモノヲ申上ダマス

レバ、主務大臣ガ公益ノ增進ヲ圖リ、事業

ノ健全ナル發達ニ資スル爲、陸上交通事業

ノ調整ヲ爲サムトスル場合ニハ、之ヲ交通

事業調整委員會ニ諮リ、其ノ意見ヲ徵シマ

シテ、調整ノ區域、調整スベキ事業ノ種類

及範圍、竝ニ調整ノ方法ヲ決定致スノデア

リマス、此ノ決定ニ依リ主務大臣ハ陸上交

通事業經營者ニ對シ、一定ノ事項ヲ勸告又

ハ命令シ、其ノ勸告又ハ命令ニ基キ、事業

者ガ協定ヲシテ調整ガ行ハレルノデアリマ

ス、若シ命令ヲ受ケタ事業者間ニ協議ノ纏

ラナイ場合ニハ、主務大臣ガ裁定スルコト

ニ相成ツテ居リマス、此ノ裁定ニ關シマシテ

モ、交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シテ

スノミナラズ、裁定ノ價格ニ不服ナル者ニ

ハ、通常裁判所ニ出訴スル途モ開カレテ居

ル次第デアリマス、何卒御審議ノ上、御協

贊アラムコトヲ切望致シマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 質疑ノ通告

ガゴザイマス、松本勝太郎君演壇ニ登ル

〔松本勝太郎君演壇ニ登ル〕

○松本勝太郎君 只今上程致サレマシタ陸

上交通事業調整法案ニ付キマシテ、簡単ニ

鐵道大臣ニ御伺ヒ致シタイト存ジマス、本

案ニ付テハ先程大臣ノ御説明ノ中ニモアリ

マシタ如ク、現今ノ状態カラ見マシテ之ヲ

辯デアッタヤウデアリマス、交通事業、殊ニ

「バス」營業ガ亂脈ニ陥ツテ居ル點デハ、地方ノ

中小都市ト雖モ決シテ六大城市ニ劣テ居ナ
イノデアリマス、特ニ本案ノ目的ノ一ツト
考ヘマスルガ、「ガソリン」節約ト云フ建前
カラ見マシテ、空車同様ノ「バス」ノ運行ノ如
キハ、大都市ヨリモ寧ロ地方都市ニ多數見
受ケルノデアリマス、是等ハ最モ戒心スペ
キコトト考ヘルノデアリマス、斯カル狀態
ハ交通ノ亂脈ニ因シテ招來セラレルモノデ
アリマシテ、或都市ノ如キハ一線路ニ十線
以上ノ營業ガ爲サレテ居ル例モアルノデア
リマス、故ニ斯カル見地ヨリスルナラバ、
地方ノ中小都會コソ六大城市以上ニ本法ノ
適用ガ急務デナイカト考ヘラレルノデアリ
マス、當局ニ於カレマシテモ以上ノ諸點ヲ
御考慮ニナリマシテ、施行區域ヲ相當擴大
セラレル必要ガアルノデハナイカト有ズル
ノデアリマス、果シテ國務大臣ノ御所見ハ
如何デアリマスカ御伺ヒ申シタインハ、本案中
マス、次ニ御伺ヒ申シタインハ、將來「バス」等ノ免
許方針ヲ如何ニスルカト云フ點ニアリマシ
タガ、此ノ調整法ノ精神ニ則リマシテ、今
ナイヤウデアリマス、眞ノ調整ヲ圖ラムト
スルニハ、是非關聯ノ必要ガアルト思フノ
デアリマスガ、此ノ點ハ如何ナモノデアリ
マスルカ、御尋ネ申シテ置キタイト思ヒマス、
又省營「バス」ノ今後ノ經營方針デアリマス
ガ、本案ガ決定サレルナラバ、必然其ノ方
針モ變更サレルモノデハナイカト思フノデ
アリマスガ、從來ノ方針ヲ我々ガ見マスル
ニ、元來ノ方針ト近來ノ方針トガ格段ノ差
ガ生ジテ居ルヤウニ見受ケラレルノデアリ
マス、元々省營「バス」ノ經營ハ民間ノ及バ

ナイ方面、即チ鐵道ニ代ル専用道路ヲ敷設
シテ運行サレルノガ本來ノ方針デハナカッタ
ノデハナイカト思フノデアリマス、然ルニ
現在ノ狀態ヲ見マスレバ、旣設ノ道路ヲ使
用セラレ、而モ民間ト競争的ニ運行サレテ
居ル狀態デアリマスガ、此ノ御方針ハ甚ダ
面白クナイト思フノデアリマス、帝國鐵道
ノ使命ノ上カラ言ツテモ、又本法案ノ精神カ
ラ考ヘマシテモ、將來ハ民間業者ノ及バナ
イヤウナ場所ニ限シテ專用道路ヲ敷設セラ
レ、自動車ヲ運行サスト云フコトガ、地方
開發ニ資スル所以デナイカト思フノデアリ
マス、政府ハ此ノ點ニ關シ如何ナル御方針、
體的ニ御説明ヒタイノデアリマス
(國務大臣中島知久平君演壇ニ登ル)
○國務大臣(中島知久平君) 御答ヘ致シマ
ス、御質問ノ第一點ハ、將來「バス」等ノ免
許方針ヲ如何ニスルカト云フ點ニアリマシ
タガ、此ノ調整法ノ精神ニ則リマシテ、今
後ハ成ルベク一路線一營業主義ト云フヤウ
ナコトヲ原則ト致シテ、十分注意シテ免許シ
テ行キタイト考ヘテ居リマス、第二點ハ本
調整法ノ適用ノ範圍ヲ六大城市以外ニモ擴
大シテハドウカト云フ御問デアリマシタガ、
○子爵立花種忠君 唯今鐵道大臣カラ第四
點トシテ御答ニナリマシタガ、善處スルト
シテ、本調整法ヲ適用スルコトエナッテ居ル
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ
マス
○子爵立花種忠君 唯今鐵道大臣カラ第四
點トシテ御答ニナリマシタガ、私ニハ分リマセ
ガ、宜シウゴザイマスカ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 宜シウゴザ
イマス
○松本勝太郎君 只今私ノ質問ニ對シマシ
テ御答辯ヲ得マシテ感謝致シマス、私ハ進ン
テ御答辯ヲ得マシテ感謝致シマス、私ハ進ン
トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ
提出致シマス
○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ
陸上交通事業調整法案ハ重要ナル法案デア
リマスガ故ニ、此ノ特別委員ノ數ヲ十八名
トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ
上ゲタ次第デアリマス
○子爵秋田重季君 賛成
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 戸澤子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ
マス
(丸龜書記官朗讀)

陸上交通事業調整法案特別委員
侯爵西郷 従徳君 侯爵中山 輔親君

アリマスカ、モウ少シ分ルヤウニ御説明ヲ
シタガ、勿論省營「バス」モ調整ニ參加スル
ノデアリマシテ、鐵道省ト致シマシテ、進
シテ國有鐵道ニ關スルモノモ幹線又ハ軍事
上調整ニ參加シ得ナイモノヲ除クノ外ハ、
省營「バス」ニ限ラズ進シテ調整ニ參加スル
考ヲ持ツテ居ルノデアリマス、第四點ハ、省
營「バス」ト民間「バス」トノ競争ニ對シテ如
何ナル方針ヲ採ルカト云フ御問デアリマシ
タガ、只今申上げマシタ通り、省營「バス」
モ進シテ本調整ニ參加スル考デアリマスカ
ラ、現在競争シテ居ルヤウナ所ガアリマスカ
ナラバ、勿論本調整法ノ精神ニ則シテ善處ス
ル考デゴザイマス
○松本勝太郎君 簡單デアリマスカラ、此
ノ席デ御許シラ願ヒマス
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 宜シウゴザ
イマス
○松本勝太郎君 只今私ノ質問ニ對シマシ
テ御答辯ヲ得マシテ感謝致シマス、私ハ進ン
テ御答辯ヲ得マシテ感謝致シマス、私ハ進ン
トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ
考ヘラレマセウシ、或ハ又別ナ會社ガ出來
マシテ、省營「バス」ト民間「バス」トガソレ
ニ入シテ行ク場合モアリマセウシ、或ハ省營
「バス」ノ方ニ民間ノ方ガ入シテ行ク場合モ
アリマセウガ、サウ云フヤウナコトニ依リ
マシテ、其ノ競争ヲ除キタイト云フ考ヲ申
マシテ、是デ私ノ質問ハ終リト致シマス
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ
マス
○子爵立花種忠君 唯今鐵道大臣カラ第四
點トシテ御答ニナリマシタガ、善處スルト
シテ、本調整法ヲ適用スルコトエナッテ居ル
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ
マス
○子爵立花種忠君 唯今鐵道大臣カラ第四
點トシテ御答ニナリマシタガ、私ニハ分リマセ
ガ、宜シウゴザイマスカ

シタガ、勿論省營「バス」モ調整ニ參加スル
ノデアリマシテ、鐵道省ト致シマシテ、進
シテ國有鐵道ニ關スルモノモ幹線又ハ軍事
上調整ニ參加シ得ナイモノヲ除クノ外ハ、
省營「バス」ニ限ラズ進シテ調整ニ參加スル
考ヲ持ツテ居ルノデアリマス、第四點ハ、省
營「バス」ト民間「バス」トノ競争ニ對シテ如
何ナル方針ヲ採ルカト云フ御問デアリマシ
タガ、只今申上げマシタ通り、省營「バス」
モ進シテ本調整ニ參加スル考デアリマスカ
ラ、現在競争シテ居ルヤウナ所ガアリマスカ
ナラバ、勿論本調整法ノ精神ニ則シテ善處ス
ル考デゴザイマス
○松本勝太郎君 簡單デアリマスカラ、此
ノ席デ御許シラ願ヒマス
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 宜シウゴザ
イマス
○松本勝太郎君 只今私ノ質問ニ對シマシ
テ御答辯ヲ得マシテ感謝致シマス、私ハ進ン
テ御答辯ヲ得マシテ感謝致シマス、私ハ進ン
トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ
考ヘラレマセウシ、或ハ又別ナ會社ガ出來
マシテ、省營「バス」ト民間「バス」トガソレ
ニ入シテ行ク場合モアリマセウシ、或ハ省營
「バス」ノ方ニ民間ノ方ガ入シテ行ク場合モ
アリマセウガ、サウ云フヤウナコトニ依リ
マシテ、其ノ競争ヲ除キタイト云フ考ヲ申
マシテ、是デ私ノ質問ハ終リト致シマス
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ
マス
○子爵立花種忠君 唯今鐵道大臣カラ第四
點トシテ御答ニナリマシタガ、善處スルト
シテ、本調整法ヲ適用スルコトエナッテ居ル
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ
マス
○子爵立花種忠君 唯今鐵道大臣カラ第四
點トシテ御答ニナリマシタガ、私ニハ分リマセ
ガ、宜シウゴザイマスカ

シタガ、勿論省營「バス」モ調整ニ參加スル
ノデアリマシテ、鐵道省ト致シマシテ、進
シテ國有鐵道ニ關スルモノモ幹線又ハ軍事
上調整ニ參加シ得ナイモノヲ除クノ外ハ、
省營「バス」ニ限ラズ進シテ調整ニ參加スル
考ヲ持ツテ居ルノデアリマス、第四點ハ、省
營「バス」ト民間「バス」トノ競争ニ對シテ如
何ナル方針ヲ採ルカト云フ御問デアリマシ
タガ、只今申上げマシタ通り、省營「バス」
モ進シテ本調整ニ參加スル考デアリマスカ
ラ、現在競争シテ居ルヤウナ所ガアリマスカ
ナラバ、勿論本調整法ノ精神ニ則シテ善處ス
ル考デゴザイマス
○松本勝太郎君 簡單デアリマスカラ、此
ノ席デ御許シラ願ヒマス
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 宜シウゴザ
イマス
○松本勝太郎君 只今私ノ質問ニ對シマシ
テ御答辯ヲ得マシテ感謝致シマス、私ハ進ン
テ御答辯ヲ得マシテ感謝致シマス、私ハ進ン
トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ
考ヘラレマセウシ、或ハ又別ナ會社ガ出來
マシテ、省營「バス」ト民間「バス」トガソレ
ニ入シテ行ク場合モアリマセウシ、或ハ省營
「バス」ノ方ニ民間ノ方ガ入シテ行ク場合モ
アリマセウガ、サウ云フヤウナコトニ依リ
マシテ、其ノ競争ヲ除キタイト云フ考ヲ申
マシテ、是デ私ノ質問ハ終リト致シマス
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ
マス
○子爵立花種忠君 唯今鐵道大臣カラ第四
點トシテ御答ニナリマシタガ、善處スルト
シテ、本調整法ヲ適用スルコトエナッテ居ル
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ
マス
○子爵立花種忠君 唯今鐵道大臣カラ第四
點トシテ御答ニナリマシタガ、私ニハ分リマセ
ガ、宜シウゴザイマスカ

伯爵橋本 實斐君 子爵曾我 祐邦君	子爵秋元 春朝君 子爵秋田 重季君	男爵大藏 公望君 男爵福原 俊丸君	永田秀次郎君 男爵近藤 滋彌君	丸山 鶴吉君 吉田羊治郎君	八田 嘉明君 藤沼 庄平君	鈴木 幸作君 松本勝太郎君	風間八左衛門君 大西虎之介君
第三條 十錢及五錢ノ臨時補助貨幣ハ五圓迄、一錢ノ臨時補助貨幣ハ一圓迄ヲ限リ法貨トシテ通用ス	第四條 臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第五條 政府ハ必要アルトキハ臨時補助貨幣ノ外五十錢ノ小額紙幣ヲ發行スルコトヲ得	第六百十二號第一項己ノ四ヲ左ノ如ク改ム	五五〇ノ二 金錢登錄機、計算機其ノ他類似ノモノ及同部分	關稅定率法中改正法律案	別表輸入稅表中左ノ如ク改ム	五百五十號ノニヲ左ノ如ク改ム
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第二、臨時通貨法案、日程第三、關稅定率法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ	○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイト認メマス、賀屋大藏大臣	○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナシト認メマス、賀屋大藏大臣	○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナシト呼フ者アリ	己ノ四 モミ屬(トドマツ等)、タウヒ屬(エゾマツ、スプルース等)、マツ属(紅松等)及カラマツ屬(落葉松等)	己ノ四 モミ屬(トドマツ等)、タウヒ屬(エゾマツ、スプルース等)、マツ属(紅松等)及カラマツ屬(落葉松等)	口 其ノ他 サルモノ	口 其ノ他 サルモノ
第七條 小額紙幣ノ發行、銷却及引換ニ關シテハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ政府預金ノ内之ト同額ヲ區分整理セシメ其ノ引換準備ニ充ツベシ	第六條 政府ハ小額紙幣發行高ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ政府預金ノ内之ト同額ヲ區分整理セシメ其ノ引換準備ニ充ツベシ	第六條 政府ハ小額紙幣發行、銷却及引換ニ關シテハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム	第六條 政府ハ小額紙幣ノ發行、銷却及引換ニ關シテハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム	口ノ一 厚二百ミリメートルヲ超エ	口ノ一 厚二百ミリメートルヲ超エ	四四五 每立方メー トル	四四五 每立方メー トル
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也	右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也	右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也	右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也	口ノ二 其ノ他(丸太及割材ヲ含ム)	口ノ二 其ノ他(丸太及割材ヲ含ム)	無 稅	無 稅
昭和十三年三月十五日 衆議院議長 小山 松壽	昭和十三年三月十五日 衆議院議長 小山 松壽	貴族院議長伯爵松平頼壽殿	貴族院議長伯爵松平頼壽殿	附 則	附 則	從 價	從 價
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 〔國務大臣賀屋興宣君演壇ニ登ル〕	本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 〔國務大臣賀屋興宣君演壇ニ登ル〕	○國務大臣(賀屋興宣君) 只今議題トナリ マシタ臨時通貨法案並ニ關稅定率法中改正法律案、提案ノ理由ヲ説明申上ゲマス、先づ臨時通貨法案ニ付キマシテ説明致シマス、現在十錢及五錢ノ補助貨幣ハ「ニッケル」ヲ以テ、又一錢ノ補助貨幣ハ銅、錫及亞鉛ノ合金デアル青銅ヲ以テ製造、發行致シテ居ルノアリマスルガ、是等ノ金屬資材ノ中ニノアリマスルガ、是等ノ金屬資材ノ中ニハ現下内外ノ情勢ニ顧ミマシテ、之ガ使用ヲ節約スルコトヲ要スルモノガアルト認メ	本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 〔國務大臣賀屋興宣君演壇ニ登ル〕	本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 〔國務大臣賀屋興宣君演壇ニ登ル〕	本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 〔國務大臣賀屋興宣君演壇ニ登ル〕	五 割	五 割
第一條 政府ハ必要アルトキハ貨幣法第 三條ニ規定スルモノノ外臨時補助貨幣ヲ發行スルコトヲ得	第一條 政府ハ必要アルトキハ貨幣法第 三條ニ規定スルモノノ外臨時補助貨幣ヲ發行スルコトヲ得	第一條 政府ハ必要アルトキハ貨幣法第 三條ニ規定スルモノノ外臨時補助貨幣ヲ發行スルコトヲ得	第一條 政府ハ必要アルトキハ貨幣法第 三條ニ規定スルモノノ外臨時補助貨幣ヲ發行スルコトヲ得	附 則	附 則	從 價	從 價
貴族院議長伯爵松平頼壽殿	貴族院議長伯爵松平頼壽殿	貴族院議長伯爵松平頼壽殿	貴族院議長伯爵松平頼壽殿	五五〇ノ二 金錢登錄機、計算機其ノ他類似ノモノ及同部分	關稅定率法中改正法律案	別表輸入稅表中左ノ如ク改ム	五百五十號ノニヲ左ノ如ク改ム

況等ニ顧ミマシテ、木材ノ中「マツ」屬及鐵ヲ含有スル觸媒ハ之ヲ無税ト致シ、金錢登錄機等ニ付キマシテハ、其ノ關稅率ヲ引上げムトスルモノデアリマス、右ノ稅率改正ノ外、本案ニ於キマシテハ制帽用兔毛ヲ製造ニ供スル兎毛皮ノ關稅ヲ免除スル爲、第九條ニ改正ヲ加ヘムトスルモノデゴザイマス、尙詳細ノコトニ付キマシテハ委員會ニ於テ御説明ヲ致シタクト存ジマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコトニ希望致シマス。

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御質疑ガナケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス。

(丸龜書記官朗讀)

臨時通貨法案外一件特別委員
侯爵佐竹義春君 子爵綾小路謹君
男爵高崎弓彦君 男爵佐藤達次郎君
稻畑勝太郎君 武井覺太郎君
長野忠次君 田中徳兵衛君
加藤敬三郎君

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第四、重要鑛物增産法案、日程第五、日本產金振興株式會社法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ兩案ヲ括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイト認メマス、委員長副島伯爵

重要鑛物増産法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十三年三月十四日

委員長 伯爵副島 道正

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

日本產金振興株式會社法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十三年三月十四日

委員長 伯爵副島 道正

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

(伯爵副島道正君演壇ニ登ル)

○伯爵副島道正君 重要鑛物増産法案及日本產金振興株式會社法案、此ノ兩法案ニ付キマシテ、委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ五日ニ瓦ツテ委員會ヲ開キマシタガ、連日非常ナル熱誠ヲ以テ慎重審議ヲ致シタノデアリマス、先づ第一ニ商工大臣ヨリ本案提出ノ説明ガゴザイマシテ、大臣ノ説明ニ曰ク、本案ハ重要鑛物ノ増産ヲ目的トスルノデアルガ、鑛業權ト云フモノハ無數ニ設定サレテ居ルケレドモ、如何セン未ダ開發サレヌモノガアルノデアッテ、其ノ開發サレヌモノヲ名ツケテ睡眠鑛區ト謂フノデアル、今日迄取消條項ト云

興株式會社法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ兩案ヲ括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

は等ガ眞面目ナ鑛業ノ妨ゲニナッテ居ルノデアル、將來ニ於テハ是等ヲ誘發シテ事業ニ著手セシムルト云フノガ本案ノ一つノ目即チ目的デアルガ、同時ニ又色々隣接鑛區ニ付テモ間著等モアルノデアルカラ、是等ヲ能繼續サセ、或ハ之ニ著手サセルト云フノガ、ク誘導シテ、サウシテ或ハ裁定又ハ決議決定等ニ依ツテ纏メテ行キタイト云フ考ヲ政府ハ持ツテ居ルノデアル、併シ政府ハ此ノ裁定ヲ爲スニ當ツテモ相成ルベク、當業者ノ任意ニ委セルコトニシテ居ルノデアル、強ヒテ壓迫ヲ加ヘタリ、或ハ損失ヲ被ラセルヤウナコトハ何處迄モ避ケル積立デアルノヤウナコトハ何處迄モ避ケル積立デアルノ譲渡スルニ當ツテ、抵當權者等ニ不測ノ損害ヲ與ヘルヤウナコトガナイトモ限ラヌカラシテ、是等ニ付テモ損害ヲ與ヘナイヤウニシテ、政府ハ保障スル積立デアル、斯クノ如クニ深切ヲ盡シテ初メテ非常ナル決心ヲ以テ、高飛車的ニ裁定ヲスルコトガ出來ルノデアル、又鑛業者ノ作業用品ト云フモノガ、今日迄全國一定シテ居ラヌ、區々デアルノデノデアルカラ、今後ハ全國ヲ通ジテ作業用品ノ規格ヲ定メタクト思テ居ルト、是ガ鑛品ノ規格ヲ定メタクト思テ居ルト、是ガ鑛品位ノモノガ多イノデアリマス、此ノ低品位ノ鑛區ヲ開發スルニ當ツテハ、若シモ製鍊所ガ非常ニ離レタ所ニ在レバ、運搬倒レニナルノデアルカラ、將來ニ於テハ產金會社ハ相成ルベク鑛區ニ近イ所ニ製鍊所ヲ置クト云フコトニナルデアラウ、デ產金ノ尤モスル説明デゴザリマスガ、商工大臣ノ言ハリマシタ、其ノ次ハ產金株式會社法案ニ關スル説明デゴザリマスガ、商工大臣ノ言ハルノニハ、第七十一議會ニ於テ產金法ヲ今日重然ナル所ハ、外地デハ朝鮮デアルノ

デアル、不幸ニシテ朝鮮ニ於テハ金山ハ澤山アツテモ、機械、器具、材料等ノ供給ガ甚ダラ
不完全デアルノデ、又不統一デアルカラシテ、將來ニ於テハ是等ヲ統一スル、或ハ機械工場等モ起スヤウニナルダラウ、產金會社ハ朝鮮ニ於テモ投資資金等ノ爲ニ、十分ノ便宜ヲ圖ル積リデアルト云フ、以上ガ大體政府ノ説明デアルト記憶致シテ居リマス

議長伯爵松平頼壽君議長席ニ著ク
尚ニ入リマスニ當ツテ、一委員ヨリ希望

出マシタノデアリマス、ソレハ斯ウ云フ重
要ナル法案ヲ審議スルニ當ッテハ、有ラユル
材料ガ必要デアル、不幸ニシテ甚ダ材料ニ
缺ケタルモノガアル、例ヘテ見レバ重要鑛
物ノ產額ヲ昭和十年、十一年、十二年ニラッ
テ示シテ貰ヒタイノデアルガ、是等ノ材料ニ
ガナイカラ、是非提出シテ貰ヒタイト云フ
希望デアッタノデアリマス、政府委員ハ大臣
トモ相談ノ上、之ニ致ズルヤウニ出來レバ
致サウト云フ考デ居ラレマシタガ、翌日大
臣親シク委員會ニ臨ンデ、是ハ軍事上ノ祕
密デアルカラ、昭和十年十一年迄ハ發表ガ
出來テモ、十二年以降ハドウシテモ出來ヌノ
デアル、此ノ點ハ惡カラズ思ツテ貰ヒタイト云
フコトデ、質問者モ委員會モ之ヲ諒トシタヤ
ウナ風ナ譯デゴザリマス、デ質問ノ第一ヘ、現
行鑛業法第四十條ノ規定ニ依レバ、鑛業權
ハ取消スコトガ出來ルト云フコトニナッテ居
ルガ、是ダケデ以テ増産ノ目的ヲ達スルコト云
ガ出來ルカト云フ御質問デゴザリマシタガ、
之ニ對シテ政府委員ハ、大ニ事業ノ獎勵ヲ

圖ツテ、睡眠鑛區ナドヲ誘導シテ、サウシテ
増産ノ目的ヲ達スル積リデアルト云フコト
ヲ答ヘラマシタ、其ノ次ノ質問ハ、朝鮮
之ニ對シテ政府委員ハ、廳テハサウスルコ
トニナルト思フト云フ答デアリマシタ、其
ノ次ハ鑛業權者ガ其ノ鑛區ノ採掘ヲ完成シ
タル後ニ、隣鑛區ノ讓渡ヲ迫ツタ場合デア
ル、此ノ隣鑛區ヲ持ツテ居ル正當ナル權利ヲ
擁護スルニハドウスルカト云フ質問デゴザ
リマシタガ、之ニ對シテ政府委員ハ、飽ク
迄モ公正ヲ主トシテ兩方ノ事項ヲ能ク取調
ベテ、然ル後ニ裁定ヲスルノデアルト云フ
答デアリマシタ、其ノ次ノ質問ハ、本法ハ
現在ノ鑛業權者ヲシテ增産ノ途ヲ圖ラセル
モノデアルガ、尙更ニ進ンデ増産ヲ獎勵助
長スルノ考ガ何處ニアルカト云フ質問デゴ
ザリマシタガ、政府ハ之ニ對シテ、金以外
ノ重要鑛物、例へバ銅デアルトカ、鉛デア
ルトカ、亞鉛デアルトカ、斯ウ云フ物ノ增
產獎勵ノ爲ニハ、既ニ探鑛獎勵金ト云フモ
ノガアルガ、將來之ヲ增加シテ益、發展ヲ圖
ラウト思フト云フ答デアリマシタ、其ノ次
ハ砂鑛ノ開發ニ付テデゴザリマシタガ、政
府ハ之ニ答ヘテ、砂鑛ハ、非常ニ澤山日本
ニ砂鐵ハアルノデアルカ、此ノ開發ニ付テ
ハ從來色々技術上ノ支障モアツクノデアル、
大ニ研究サレテ居ルノデアルガ、日本製
鐵株式會社法及製鐵事業法ノ運用ニ依ツテ、
砂鐵鑛業ノ開發ハ、十分ニ今日迄努メテ居

ルト云フ御答デアリマシタ、其ノ次ハ探鑛獎勵金ヲ得ルモノ以外ノ企業資金ハ、ドウナツテ居ルカト云フ御質問デゴザリマシタガ、之ニ對シテ政府ハ鑛石ノ分析、或ハ鑛床ノ完全ナル調査等ヲシテ、サウシテ其ノ眞價ヲ能ク調査シテ明カニシテ、特殊銀行ナドト連絡ヲ取シテ、資金ノ便ヲ圖ルコトニナツテ居ルト云フ御答デアリマシタ、其ノ次ハ普通銀行ガ便宜ヲ與ヘルヤウナ風ニシテハドウカト云フ質問デゴザイマシタガ、銀行ト云フモノハ保守的ナモノデアツテ、預金者ノ大切ナ預金ヲ預シテ居ルノデアルカラシテ、濫リニ斯クノ如キ事業ニ投資ハ出來ナイダラウガ、併シ政府トシテハ各鑛業者ノ状態ヲ能ク調べテ置イテ、サウシテ金融ノ途ヲ圖ラウト云フ者ガアレバ、ソレ等ノ事情ヲ能ク知ラセテヤルト云フ風ナ意味ノ御答デアツト記憶致シテ居リマス、尙銅ニ付テノ質問ガゴザイマシタ、銅ノ増産ハ非常ニ必要デアルカラシテ、今日迄モ十分ニ給統制等ニ付テ、十分圓滑ナル途ヲ付ケタイト考ヘテ居ルト云フ答辯デアリマシタ、其ノ次ハ石炭ニ付テデゴザイマスガ、今日石炭ノ饑饉デアル、之ニ對シテ政府ハドウ考ヘルカト云フ質問デアリマシタガ、成ル程今日石炭ハ非常ニ騰貴ヲシタガ、此ノ騰貴ヲシタノハ一つハ需要ガ非常ニ殽エタノダ、一ツハ全國ヲ通ジテ諸物價ガ非常ニ暴騰ヲシタシ、又勞働賃銀ノ如キモ非常ニ幅淺シテ

惡クナツテ居ルノデアル、從ツテ所謂石炭ノ
餓饉ト云フヤウナモノガ生ジテ居ルケレド
モ、將來出來得ル限リ運搬ノ便モ協議ノ後
ニ、サウシテ石炭需給ノ途ヲ圓滑ニシタイ
トスウ云フ風ナ答デアリマシタ、ソレデモウ
一ツハ非常ニ大事ナ質問デアッタ思ヒマス
ガ、今日内地ノ鑛物ヲ開發シテシマッテハ、
非常ナル有事ニハドウスルカ、寧ロ外地ニ
力ヲ置イテハドウデアルカト云フ質問デア
リマシタガ、之ニ對シテ政府ハ、固ヨリ内地
ノ開發若シ之ヲスルコトガ出來レバ結構デア
ルガ、今日ハ寧ロ非常時中ノ非常時デアルノ
デ、内地外地共ニ非常ニ開發ノ途ヲ圖ラナケ
レバナラヌト云フ答デアル、其ノ次ニハ、國立
公園地帶ニ包含スル鑛業權ノ出願ヲスル者
ガアツタ場合ニハドウスルカト云フ質問デ
アリマシタガ、既往ニ於テハ或ハ風致ヲ害
スル、或ハ公益ヲ害スルト云フロ實ノ下ニ、
成ルダケ許サヌコトニシテ居ツタケレドモ、
今日ノ非常時ニ於テハ許スベキモノハ許サ
ザルヲ得ヌノデアル、故ニ甚ダシク公益ヲ
害シ、甚ダシク風致ヲ害スルモノ以外ニハ
許可スルコトニナルグラウ、又水力電氣ヲ
起スモノノ爲ニ邪魔ニナル所ノ睡眠鑛區等
ガアレバ、是ハ或ハ取消サナクチヤナラヌ
ヤウニナルカモ知レヌト云フ、ソレ等ガ鑛
物增産法ニ對スル質問應答ノ主ナルモノデ
ゴザイマシタ、其ノ次ハ產金法ニ付テノ質
問デゴザイマシタガ、國際決済ノ爲ニ金ト
云フモノガ非常ニ必要デアルガ、今日此ノ
法案ヲ提出サレタト云フコトハ、寧ロ遲キ

ニ失シハシナイカト云フ質問デアリマシタ
ガ、之ニ對シテ政府委員ハ固ヨリ金ノ必要
ハ早クカラ認メテ居ルノデアル、故ニ從來
ニ於テモ大イニ産金ノ獎勵ハシテ來タノデ
アル、將來ニ於テハ此ノ産金會社ヲシテ益、
産金獎勵ノ途ヲ圖ラセル積リデアルト云
フ答デアリマシタ、ソレカラ本會社ノ事業
ニ付テノ質問ガアリマシタ、本會社ハ製鍊
所ノ設備竝ニ内地外地ニ於テ十箇所ニ瓦ル
所ノ製鍊所ヲ置イテ、サウシテ出資金ニ依ツ
テ十分ニヤル積リデアル、其ノ處理鑄區ハ
甚ダ貧弱ナモノデアル、僅カ百萬分ノ四カ
或ハソレ以下ノモノモアルト云フ御答デア
リマシタ、朝鮮ニ付テノ質問ガアリマシタ
ガ、朝鮮ニ於ケル所ノ産金總額ハ幾ラデア
ルカト云フト、今日デハ四十萬「キロトン」
位デアルガ、產金會社ヲシテ、其ノ外ノ發
展ニ依ツテ七十萬「キロトン」位ニ達スル積
リデアルト云フ答デアリマシタ、最後ニ兎
角半官半民ノ事業ト云フモノハ弊害ガ多イ
ノデアルガ、之ニ對シテ政府ハドウ思フカ
ト云フ質問デアリマシタ、政府ハ飽ク迄モ
公正ヲ主トスル、サウシテ民間ト協力シテ
ヤル積リデアルノデ、決シテ其ノ點ニ於テ
ハ心配ハナカラウト思フ、尙大事ナ質問ガ
一ツゴザイマシタ、金鑄ノ取引ト云フモノ
ハ、兎角從來ニ於テモ不公正ナコトガ多イ
ノデアル、之ニ對シテ政府ハドウスル積リ
デアルカト云フ質問デアリマシタ、政府
ハ之ニ答ヘテ申シマスルノニ、是ハ大ナル
問題デアル、本會社ハ鑄石ノ買入レ方針ニ

付テハ最モ公正ヲ主トスル決心デアル、又
産金法ノ規定ヲ十分ニ善用シテ、萬遺憾ナ
キヲ期シ、公正以テ事ニ當リ、官民協力一
致シテ事業ノ範ヲ示ス積リデアルト云フ御
答デアリマシタ、質問ガ濟ミマシテカラ討
論ニ移リマシテ、二三ノ委員ガ簡單ナ演説
ヲサレマシタ、其ノ意味ハ大體同ジヤウデ
アリマス、即チ兩案ノ重要ナルコトハ贅言
ヲ要シナイ、寧ロ其ノ提出ノ遲キニ失スル
ノ憾ガアツタヤウナ譯デアル、今日ハ非常時
デアルノデアル、此ノ產金初メ各種ノ鑄物
ノ必要ナルコトハ言ヲ俟タナイ、日本ハ不
幸ニシテ面積ハ狭イケレドモ、又幸ニシテ
相當鑄物ハアルノデアル、朝鮮又然リデア
ル、希クハ本法案通過ノ曉ニハ其ノ實施ニ
臨ンデ政府ハ飽ク迄モ其ノ運用ニ注意ラシ
テ、サウシテ本法案ノ目的ヲ達シ、國力増
進ニ盡サレムコトヲ望ム、斯ウ云フ風ナ演
說デアリマシタ、採決ニ至リマシテ滿場全
會一致デ通過致シタ次第デゴザイマス、是
デ御報告ヲ終リマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナ
ケレバ兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二
讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第三讀會
ヲ開キマス、兩案全部第二讀會ノ決議通り
御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 兩案ノ第三讀會
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵高倉篤麿君 演壇ニ登ル

○子爵高倉篤麿君 只今上程ニ相成リマシ
タ構太地方鐵道補助法中改正法律案特別委
員會ノ經過竝ニ結果ニ付テ御報告ヲ申上ゲ
マス、本委員會ハ一二回開キマシタ、最初ニ
拓務大臣ノ御説明ガゴザイマシタガ、是ハ
過日本議場ニ於キマシテ大臣ノ御説明ガゴ
ザイマシタノデ、重ネテ茲ニ申上ゲルコト
ヲ省略致シタトイ存ジマス、今其ノ質問ノ
點二三ニ付キマシテ概要ヲ申上ゲマスルト、
第一ニハ現ニ補助ヲ受ケテ居リマスル構太
鐵道株式會社竝ニ南構鐵道株式會社ノ此
類竝ニ其ノ增加率、ソレト此ノ沿線ニ住ヒ
マス住民ノ人口數、此ノ乗客人員ノ遞增數
如何ト云フ御質問ニ對シマシテ、政府ハ此
ノ構太鐵道ノ輸送ヲ致シマスル貨物ノ種
品ガ昨今又増加ヲ致シマシタ關係上、材木
デアリマシテ、次ハ「バルプ」製造工場ノ製
品デゴザイマス、殊ニ數香ニ此ノ鐵道ガ延
長致シマシタ關係上、同地ノ人絹工場ノ製
品ガ昨今又増加ヲ致シマシタ關係上、材木
竝ニ工場ノ製品ガ多少増加ヲ致シマシタケ
レドモ、大體ニ於テキマシテサウ異動ハナ
ト云フコトデゴザイマシタ、ソレカラ沿線

構太地方鐵道補助法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十三年三月十四日

委員長 子爵高倉 篤麿

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス

報告候也

ニ居リマスル人口ノ數ハ昭和五年ノ末ニ於キマシテハ七萬五千四百程デゴザイマシタガ、五年後ノ昭和十一年末ニ於キマシテハ八萬七千七百增加ヲ致シテ居リマス、併シナガラ樺太ノ部落ニ於キマシテハ盛衰ガ甚ダシイノデゴザイマスノデ、必ズシモ殖エテ居リマシタリ、又減少ヲ致シマスルコトモアルト云フコトデゴザイマス、從ツテ此ノ部落ノ住民ガ鐵道ヲ利用致シマスルコトハ割合ニ少クゴザイマシテ、其ノ季節々々ノ事業ニ依リマシテ、寧ロ内地又ハ其ノ他ノ地方カラ參リマスル者ノ方ガ多イノデゴザイマス、殊ニ其ノ例ヲ申シマスレバ、敷香ガ鮭、鱈ノ非常ナル漁場デゴザイマスルガ、其ノ季節ニハ旅客モ多ウゴザイマスケレドモ、其ノ以外ニハ少イト云フコトデゴザイマス、又森林ノ伐材モ此ノ數年間新タナル契約ヲ致シマセヌ故ニ、是亦其ノ業務ヲ減ジ、從ツテ旅行者モ少イト云フコトデゴザイマス、次ニ大體現在ノ程度デ進メバ、或年限デ補助ヲ要シナイ時代ガ來ル見込ガアリヤ否ヤ、將來又此ノ鐵道ヲ國有ニスル考ガアルカドウカ、又此ノ鐵道ノ收益ヲ増加致シマスルガ爲ニ、產業ノ發達助成等ヲスル爲ニ、何等力計畫ヲスルカドウカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ五年後ニ果シテ此ノ鐵道ガ獨立ヲ致シマスルカドウカ、其ノ邊ニ付キマシテハ確實ニ御答辯ハ申上兼ネル、又此ノ鐵道ハ樺太ノ幹線デゴザイマシテ、實ハ樺太廳ノ手ヲ以テ敷設スル筈デアリマスルガ、其ノ事業ハ容易デゴ

ザイマセヌ爲ニ、其ノ地方ニ相當ノ任務ヲ持ツテ居リマス者ガ糾合シテ其ノ建設ニ當テ居リマシタリ、又減少ヲ致シマスルコトモアルト云フコトデゴザイマス、從ツテ此ノ部落ノ住民ガ鐵道ヲ利用致シマスルコトハ割合ニ少クゴザイマシテ、其ノ季節々々ノ事業ニ依リマシテ、寧ロ内地又ハ其ノ他ノ地方カラ參リマスル者ノ方ガ多イノデゴザイマス、殊ニ其ノ例ヲ申シマスレバ、敷香ガ鮭、鱈ノ非常ナル漁場デゴザイマスルガ、其ノ季節ニハ旅客モ多ウゴザイマスケレドモ、其ノ以外ニハ少イト云フコトデゴザイマス、又森林ノ伐材モ此ノ數年間新タナル契約ヲ致シマセヌ故ニ、是亦其ノ業務ヲ減ジ、從ツテ旅行者モ少イト云フコトデゴザイマス、次ニ大體現在ノ程度デ進メバ、或年限デ補助ヲ要シナイ時代ガ來ル見込ガアリヤ否ヤ、將來又此ノ鐵道ヲ國有ニスル考ガアルカドウカ、又此ノ鐵道ノ收益ヲ増加致シマスルガ爲ニ、產業ノ發達助成等ヲスル爲ニ、何等力計畫ヲスルカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ五年後ニ果シテ此ノ鐵道ガ獨立ヲ致シマスルカドウカ、其ノ邊ニ付キマシテハ確實ニ御答辯ハ申上兼ネル、又此ノ鐵道ハ樺太ノ幹線デゴザイマシテ、實ハ樺太廳ノ手ヲ以テ敷設スル筈デアリマスルガ、其ノ事業ハ容易デゴ

ザイマセヌ爲ニ、其ノ地方ニ相當ノ任務ヲ持ツテ居リマス者ガ糾合シテ其ノ建設ニ當テ居リマシタリ、又減少ヲ致シマスルコトモアルト云フコトデゴザイマス、從ツテ此ノ部落ノ住民ガ鐵道ヲ利用致シマスルコトハ割合ニ少クゴザイマシテ、其ノ季節々々ノ事業ニ依リマシテ、寧ロ内地又ハ其ノ他ノ地方カラ考ヘマシテ、將來之ヲ國有ニ致ス考ハゴザイマスガ、何分ニモ財政上ノ都合ニ依リマシテ、今日迄其ノ實現ヲ見マセヌコトハ甚ダ遺憾デアル、斯ウ云フ御答辯デゴザイマシタ、鐵道ト產業トノ關係ハ兩々相俟テ開發ヲ致シ居リマスルガ、惠須取ヲ中心ニ致シマシテ將來五百萬「トン」ノ石炭ヲ搬出スル爲ニハ、相當大規模ナル計畫ノ實行ヲ必要ト致シマスルノデ、是ハ目下政府ニ於テ取調中デ、二三年後ニハ其ノ著手ヲ致ス考デアル、又氣屯ヲ中心ニ致シマシテ殖民地ヲ致ス考デ居リマスガ、是モ其ノ中ニ著手ヲスルト云フコトデゴザイマス、又一委員カラハ現行法ニ於キマシテハ年八分ノ割合ヲ以テ補助ヲ致シテ居ルガ、今回改正ニ當リマシテ六分ト云フコトニ下ゲタノハ如何ナル理由ニ依ルカト云フ御質問ニ對シマシテハ、政府ハ一般財界ニ於ケル金利、企業利潤等ニ順應スベキモノデアルト思フ、又現下ノ低金利ノ趨勢ニ鑑ミマシテ、臺灣、朝鮮ノ補助率トノ振合上、適當ニ之ヲ引下ゲタノデアルト云フ御答辯デゴザイマシタ、又一委員ヨリ東西兩海岸ノ鐵道ヲ連絡スルコトハ國防上非常ニ大事ナコトト思フガ、殊ニ眞縫、久春内間ノ鐵道ハ、其ノ距離僅カニ七里餘デアルノデ、ソレヲ工事ヲスルコトニ

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部問題ニ有線ノ代行ト申スベキ意味デ建設致シマシタノデ、運輸系統ノ統一上又ハ改良ト云フ點カラ考ヘマシテ、將來之ヲ國有ニ致ス考ハゴザイマスガ、何分ニモ財政上ノ都合ニ依リマシテ、今日迄其ノ實現ヲ見マセヌコトハ甚ダ遺憾デアル、斯ウ云フ御答辯デゴザイマシタ、鐵道ト產業トノ關係ハ兩々相俟テ開發ヲ致シ居リマスルガ、惠須取ヲ中心ニ致シマシテ將來五百萬「トン」ノ石炭ヲ搬出スル爲ニハ、相當大規模ナル計畫ノ實行ヲ必要ト致シマスルノデ、是ハ目下政府ニ於テ取調中デ、二三年後ニハ其ノ著手ヲ致ス考デアル、又氣屯ヲ中心ニ致シマシテ殖民地ヲ致ス考デ居リマスガ、是モ其ノ中ニ著手ヲスルト云フコトデゴザイマス、又一委員カラハ現行法ニ於キマシテハ年八分ノ割合ヲ以テ補助ヲ致シテ居ルガ、今回改正ニ當リマシテ六分ト云フコトニ下ゲタノハ如何ナル理由ニ依ルカト云フ御質問ニ對シマシテハ、政府ハ一般財界ニ於ケル金利、企業利潤等ニ順應スベキモノデアルト思フ、又現下ノ低金利ノ趨勢ニ鑑ミマシテ、臺灣、朝鮮ノ補助率トノ振合上、適當ニ之ヲ引下ゲタノデアルト云フ御答辯デゴザイマシタ、又一委員ヨリ東西兩海岸ノ鐵道ヲ連絡スルコトハ國防上非常ニ大事ナコトト思フガ、殊ニ眞縫、久春内間ノ鐵道ハ、其ノ距離僅カニ七里餘デアルノデ、ソレヲ工事ヲスルコトニ

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第一讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第七、支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 與本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 「異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開キマス、本案全部、第一讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

未其ノ完備セル計畫ノ實現ヲ見サルハ甚

遺憾ナルニ依リ速ニ全國的ニ之等災害ヲ

防止スルニ十分ナル林業施設計畫ヲ樹立

實施セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ

願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候

因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

候也

昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

町村特別稅段別割ニ關スル法律改正ノ

意見書案

東京市赤坂區溜池町一番地全國山林

會聯合會會頭男爵小畠大太郎呈出

右ノ請願ハ山林ニ對スル特別稅段別割ハ

賃貸價格及收益ニ於テ格別ノ等差アル宅

地、田畠ト區別セシシテ課稅セラルル爲

其ノ負擔苛重ニシテ山林所有者ノ被ル打

擊甚大ナルモノアリ仍テ明治四十一年法

律第三十七號地方稅制限ニ關スル法律ハ

之ヲ廢止スルカ若ハ各種地目ヲ區分シ其

ノ地租附加稅ニ準據セル賦稅額ヲ規定制

限スルヤウ改正セラレタシトノ旨趣ニシ

テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ

別冊及送付候也

昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

林道網計畫樹立實施ニ關スル件
意見書案

東京市赤坂區溜池町一番地全國山林
會聯合會會頭男爵小畠大太郎呈出

右ノ請願ハ林道ノ開設普及ハ林業振興上

最緊要事ナルニ拘ラス未之ニ關スル施設十

分ナラサルハ寔ニ遺憾ナルニ依リ速ニ全國

ニ瓦ル綜合的林道網計畫ヲ樹立實施シ以

テ森林資源ノ利用厚生ヲ圖ルト共ニ農山

村經濟ノ更生ニ資セラレタシトノ旨趣ニ

シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依

リ別冊及送付候也

昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

町村特別稅段別割ニ關スル法律改正ノ

意見書案

東京市赤坂區溜池町一番地全國山林

會聯合會會頭男爵小畠大太郎呈出

右ノ請願ハ山林ニ對スル特別稅段別割ハ

賃貸價格及收益ニ於テ格別ノ等差アル宅

地、田畠ト區別セシシテ課稅セラルル爲

其ノ負擔苛重ニシテ山林所有者ノ被ル打

擊甚大ナルモノアリ仍テ明治四十一年法

律第三十七號地方稅制限ニ關スル法律ハ

之ヲ廢止スルカ若ハ各種地目ヲ區分シ其

ノ地租附加稅ニ準據セル賦稅額ヲ規定制

限スルヤウ改正セラレタシトノ旨趣ニシ

テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ

別冊及送付候也

昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

大和川改修區域擴張ノ件
大和川改修區域擴張ノ件

大阪府南河内郡國分村長小松一之輔

外十名呈出

右ノ請願ハ大和川堤防ハ同川中最脆弱ナル爲屢洪

水ノ慘禍ヲ被リ住民ノ困窮多大ナルニ拘

ラズ過般當局ニ於テ決定セラレタル大和

川改修計畫區域ヨリ除外サレ居ルハ甚遺

憾ナルニ依リ速ニ同村ヲ改修區域ニ編入

スルヤウ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族

院ハ願意ノ大體ハ採擇スベキモノト議決

致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及

送付候也

昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

北海道札幌市北四條西七丁目北海道

農會長男爵佐藤昌介呈出

右ノ請願ハ濱粉ノ海外販路ノ開拓ハ國際

貨借ノ改善ニ寄與スル所勘カラス之カ原

料品タル馬鈴薯及甘諸ノ增產亦容易ナル

ニ依リ速ニ請願人所案ノ如キ政策ヲ樹立

實施シ以テ農村ノ振興ニ資セラレタシ

スル件

北海道幌泉漁港修築ノ件

北海道幌泉郡幌泉村長山村鑛藏呈出

右ノ請願ハ北海道幌泉郡幌泉村ハ太平洋

岸襟裳岬ニ位シ沿岸及沖合ニハ同道屈指

ノ漁場ヲ控ヘ其ノ根據地トシテ好適ノ地

ナルニ拘ラス既設ノ船入澗ハ規模狭小ニ

シテ未漁船ノ收容避難ニ便ナラサル爲人

命財產ノ損傷年歲尠カラス加之同村今日

ノ財政ニテヘ到底之カ修築ノ負擔ニ堪エ

サルニ依リ速ニ國費ヲ以テ同村大字幌泉

村ニ漁港ヲ修築セラレタシトノ旨趣ニシ

テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ

ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也

昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

北海道太櫛郡太櫛村ニ船入澗築設ノ件

北海道太櫛郡太櫛村大字太櫛村十九

番地平民熊谷勝造外二百二名呈出

右ノ請願ハ北海道太櫛郡太櫛村沿岸ハ遠

淺ナル砂地或ハ岸礁地帶ニシテ地勢上機

械船ヲ碇繫スルコト能ハス爲ニ冲合一帶

豊富ナル海田ヲ控フルニモ拘ラス之カ漁

業ニ著手シ得サルノ狀態ニ在ルハ甚遺憾

ナルニ依リ速ニ同村ニ船入澗ヲ築設セラ

レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大

體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院

法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

意見書案

千葉縣蘭特約取引ノ認可方針改訂ニ關

スル件

北海道幌泉漁港修築ノ件

北海道幌泉郡幌泉村多田千九百五十

八番地平民篠塚戶三郎外八名呈出

右ノ請願ハ千葉縣當局ハ縣下主要產蘭各

郡ニ瓦リ乾蘭組合ノ設立ヲ勸奨スルト共

ニ蘭特約取引ノ認可ニ當リテハ該組合地

域内ニ於テ從來特約取引ヲ行ヒシ養蠶實

行組合以外ノ特約取引ヲ認メサルノミナ
ヲス養蠶實行組合ト雖改組若ハ特約相手
方製絲業者ノ變更ヲ爲シタル場合又ハ組
合員中特約取引ニ付不贊成者若ハ乾繭組
合員アルトキハ之カ認可ヲ爲ササルノ方
針ナリ斯クテハ同縣養蠶實行組合ノ要望
ニ副ハサルモノアルニ依リ請願人等所案
ノ如ク其ノ認可方針ヲ改ムルヤウ企圖セ
ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ
大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議
院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿
意見書案

神武天皇御聖蹟顯彰ニ關スル件
奈良縣宇陀郡内牧村長福田善三外五
百七十九名呈出
右ノ請願ハ神武天皇御駐蹕地タル奈良縣
宇陀郡内牧村ハ大倭御經營ノ策源地タラ
シメ給ヒシ聖地ニシテ傳稱地遺蹟遺構遺物
ノ存在証カラス近ク紀元二千六百年祝典
ノ行ハレムトスルニ當リ之カ聖蹟ヲ顯彰
シ巡拜施設ヲ講スルハ國體ヲ明徴ニシ國
本ヲ不拔ニ培フ所以ナルヲ以テ之カ實現
ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願
意ノ大體ハ採擇ヘキモノト議決致候因テ
議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

國道四號線改修ニ關スル件
栃木縣河内郡羽黒村大字金田三十五
番地平民大岡恒次郎外二十七名呈出
右ノ請願ハ國道四號線ハ我國東北部ニ於
ケル重要幹線ニシテ日光、那須、鹽原
ノ景勝地ヲ控ヘ且沿線地方ノ著シキ發達
ニ伴ヒ產業、交通並軍事上之カ改修ノ急
務ナルニ鑑ミ政府ハ昭和十二年度ニ於テ
一部改良工事ニ著手シタリト雖殘存事業
尙多大ナルニ依リ昭和十三年度以降ニ於
テモ之ヲ繼續實施シ又目下縣營ニテ改修
中ナル日光國立公園關係ノ道路ハ財政上
其ノ完成期シ難キニ依リ今後尙國庫補助
ヲ繼續セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送
付候也
昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿
意見書案

地方食品卸賣市場法制定ノ件
北海道札幌市大通東一丁目全國食品
卸賣市場聯合會會長深見松太郎呈出
右ノ請願ハ食品卸賣市場ハ日常生活鮮食料
品ノ合理的配給機關トシテ需給ノ圓滑、
價格ノ公正ヲ圖ル等國民生活上重要使命
ヲ有スルニ拘ラス今尙地方市場ニ關シテ
ハ統一的法規ナク爲ニ其ノ堅實ナル發達

ヲ阻害シ生産上竝消費上不利不便尠カラ
サルニ依リ速ニ地方食品卸賣市場法ヲ制
定シ之カ整備改善ヲ圖ラレタシトノ旨趣
ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ
モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ
依リ別冊及送付候也
昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿
意見書案

○議長(伯爵松平 賴壽君) 是等ノ請願ハ何
レモ請願委員長ノ報告通り、採擇スルコト
ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平 賴壽君) 御異議ナシト認
メマス
○議長(伯爵松平 賴壽君) 次會ノ議事日程
ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、
本日ハ是ニテ散會致シマス
午前十一時二十三分散會

貴族院議長 伯爵松平 賴壽
内閣總理大臣公爵近衛文麿殿
意見書案